

○柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例

平成24年12月26日
条例第54号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第7条)
- 第3章 夜間対応型訪問介護(第8条)
- 第3章の2 地域密着型通所介護(第8条の2—第8条の3)
- 第4章 認知症対応型通所介護(第9条・第10条)
- 第5章 小規模多機能型居宅介護(第11条・第12条)
- 第6章 認知症対応型共同生活介護(第13条—第15条)
- 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護(第16条・第17条)
- 第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(第18条—第23条)
- 第9章 看護小規模多機能型居宅介護(第24条・第25条)
- 第10章 雑則(第26条・第27条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる規定により、それぞれ当該各号に定める基準等を定めるものとする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)) 特別養護老人ホームの入所定員
- (2) 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合及び法第78条の14第3項において準用する場合を含む。)) 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者
- (3) 法第78条の2の2第1項各号並びに法第78条の4第1項及び第2項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平30条例12・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(特別養護老人ホームの入所定員)

第3条 第1条第1号の特別養護老人ホームの入所定員は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者)

第4条 第1条第2号の指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の10の2に定めるところによる。

(平27条例7・一部改正)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 第1条第3号の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、次条から第10条まで、第12条、第15条、第17条から第18条の2まで、第20条、第21条、第23条、第25条及び第26条に定めるもののほか、基準省令第3条から第183条まで(次に掲げる規定を除く。)に定めるところによる。

- (1) 基準省令第3条の40第2項
- (2) 基準省令第17条第2項
- (3) 基準省令第36条第2項
- (4) 基準省令第37条の3(基準省令第36条第2項の準用に係る部分に限る。)
- (5) 基準省令第40条の15第2項
- (6) 基準省令第46条第2項
- (7) 基準省令第60条第2項
- (8) 基準省令第87条第2項
- (9) 基準省令第107条第2項

- (10) [基準省令第128条第2項](#)
- (11) [基準省令第132条第1項第1号イ](#)
- (12) [基準省令第139条第2項](#)
- (13) [基準省令第156条第2項](#)
- (14) [基準省令第160条第1項第1号イ](#) (1)
- (15) [基準省令第169条](#) ([基準省令第156条第2項](#)の準用に係る部分に限る。)
- (16) [基準省令第181条第2項](#)
(平28条例21・平30条例12・令元条例6・令3条例11・一部改正)

(暴力団の排除)

第6条 指定地域密着型サービス事業者(法人であるものに限る。)及び共生型地域密着型サービスの事業を行う者の役員([法第70条第2項第6号](#)に規定する役員をいう。)及びその事業所を管理する者は、暴力団員等([柏市暴力団排除条例\(平成24年柏市条例第4号\)第2条第3号](#)に規定する暴力団員等をいう。[次項](#)において同じ。)であってはならない。

2 指定地域密着型サービス事業者(法人であるものを除く。)及びその事業所を管理する者は、暴力団員等であってはならない。

(平30条例12・一部改正)

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(記録の整備)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第9号](#)に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- (2) [基準省令第3条の18第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第3条の23第2項](#)に規定する主治の医師による指示の文書([基準省令第3条の41第2項](#)の規定の適用がある場合を除く。)
- (4) [基準省令第3条の24第10項](#)に規定する訪問看護報告書([基準省令第3条の41第2項](#)の規定の適用がある場合を除く。)
- (5) [基準省令第3条の22第9号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) [基準省令第3条の26](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (7) [基準省令第3条の36第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (8) [基準省令第3条の38第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (9) 従業者の勤務の記録
(令6条例7・一部改正)

第3章 夜間対応型訪問介護

(記録の整備)

第8条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第7号](#)に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 夜間対応型訪問介護計画
- (2) [基準省令第18条](#)において準用する[基準省令第3条の18第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第10条第6号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第18条](#)において準用する[基準省令第3条の26](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第18条](#)において準用する[基準省令第3条の36第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (6) [基準省令第18条](#)において準用する[基準省令第3条の38第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 従業者の勤務の記録
(令6条例7・一部改正)

第3章の2 地域密着型通所介護

(平28条例21・追加)

(記録の整備)

第8条の2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) [基準省令第37条](#)において準用する[基準省令第3条の18第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第26条第6号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第37条](#)において準用する[基準省令第3条の26](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第37条](#)において準用する[基準省令第3条の36第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (6) [基準省令第35条第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) [基準省令第34条第2項](#)に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (8) 従業者の勤務の記録

(平28条例21・追加、令6条例7・一部改正)

(共生型地域密着型通所介護に係る記録の整備)

第8条の2の2 共生型地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する共生型地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) [基準省令第37条の3](#)において準用する[基準省令第3条の18第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第37条の3](#)において準用する[基準省令第26条第6号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第37条の3](#)において準用する[基準省令第3条の26](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第37条の3](#)において準用する[基準省令第3条の36第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (6) [基準省令第37条の3](#)において準用する[基準省令第35条第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) [基準省令第37条の3](#)において準用する[基準省令第34条第2項](#)に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (8) 従業者の勤務の記録

(平30条例12・追加、令6条例7・一部改正)

(指定療養通所介護に係る記録の整備)

第8条の3 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第9号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) [基準省令第40条の14第2項](#)に規定する検討の結果についての記録
- (3) [基準省令第40条の16](#)において準用する[基準省令第3条の18第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) [基準省令第40条の8第4号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) [基準省令第40条の16](#)において準用する[基準省令第3条の26](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) [基準省令第40条の16](#)において準用する[基準省令第3条の36第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (7) [基準省令第40条の16](#)において準用する[基準省令第35条第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) [基準省令第40条の16](#)において準用する[基準省令第34条第2項](#)に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

- (9) 従業者の勤務の記録

(平28条例21・追加、令6条例7・一部改正)

第4章 認知症対応型通所介護

(共用型指定認知症対応型通所介護事業者の要件)

第9条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(以下この条において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者
- (2) 指定居宅サービス事業等を行う法人について合併又は分割があった場合における、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により指定居宅サービス事業等を承継した法人であって、合併又は分割前に行った指定居宅サービス事業等の期間と合併又は分割後に行った指定居宅サービス事業等の期間とを通算した経験を3年以上有するもののうち、主要な従業者が引き継がれる等、共用型指定認知症対応型通所介護の事業の運営をする能力があると市長が認めるもの
- (3) 指定居宅サービス事業等を行う法人について指定居宅サービス事業等の譲渡があった場合における指定居宅サービス事業等を譲り受けた法人であって、譲渡をした法人が行った指定居宅サービス事業等の期間と譲渡を受けた法人が行った指定居宅サービス事業等の期間とを通算した経験を3年以上有するもののうち、主要な従業者が引き継がれる等、共用型指定認知症対応型通所介護の事業の運営をする能力があると市長が認めるもの

(平27条例7・一部改正)

(記録の整備)

第10条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号)に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 認知症対応型通所介護計画
- (2) 基準省令第61条において準用する基準省令第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 基準省令第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 基準省令第61条において準用する基準省令第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 基準省令第61条において準用する基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 基準省令第61条において準用する基準省令第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 基準省令第61条において準用する基準省令第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (8) 従業者の勤務の記録

(平27条例7・平28条例21・令6条例7・一部改正)

第5章 小規模多機能型居宅介護

第11条 削除

(令3条例11)

(記録の整備)

第12条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第9号)に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 基準省令第88条において準用する基準省令第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 基準省令第73条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 基準省令第88条において準用する基準省令第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 基準省令第88条において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 基準省令第88条において準用する基準省令第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) [基準省令第88条](#)において準用する[基準省令第34条第2項](#)に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(9) 従業者の勤務の記録
(平28条例21・一部改正)

第6章 認知症対応型共同生活介護

第13条及び第14条 削除
(令3条例11)

(記録の整備)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第8号](#))に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画
- (2) [基準省令第95条第2項](#)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第97条第6項](#)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第108条](#)において準用する[基準省令第3条の26](#)に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第108条](#)において準用する[基準省令第3条の36第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録
- (6) [基準省令第108条](#)において準用する[基準省令第3条の38第2項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) [基準省令第108条](#)において準用する[基準省令第34条第2項](#)に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (8) 従業者の勤務の記録
(平28条例21・一部改正)

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第16条 削除
(令3条例11)

(記録の整備)

第17条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者([基準省令第109条第1項](#)に規定する利用者をいう。以下この条において同じ。)に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第9号](#))に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 地域密着型特定施設サービス計画
- (2) [基準省令第116条第2項](#)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第118条第5項](#)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第126条第3項](#)に規定する結果等の記録
- (5) [基準省令第129条](#)において準用する[基準省令第3条の26](#)に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) [基準省令第129条](#)において準用する[基準省令第3条の36第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録
- (7) [基準省令第129条](#)において準用する[基準省令第3条の38第2項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) [基準省令第129条](#)において準用する[基準省令第34条第2項](#)に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (9) 従業者の勤務の記録
(平27条例7・平28条例21・一部改正)

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(居室の定員)

第18条 指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。[次条](#)及び[第20条](#)において同じ。)の1の居室の定員は、4人以下とする。
(令元条例6・追加、令3条例11・一部改正)

(入浴の機会の提供等)

第18条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

(令元条例6・旧第18条繰下・一部改正)

第19条 削除
(令3条例11)

(記録の整備)

第20条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 地域密着型施設サービス計画
- (2) 基準省令第135条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 基準省令第137条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 基準省令第157条において準用する基準省令第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 基準省令第157条において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 基準省令第155条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 基準省令第157条において準用する基準省令第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (8) 従業者の勤務の記録
(平27条例7・平28条例21・一部改正)

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るユニットの居室の定員)

第21条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のユニットの1の居室の定員は、1人とする。

第22条 削除
(令3条例11)

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係る記録の整備)

第23条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 地域密着型施設サービス計画
- (2) 基準省令第169条において準用する基準省令第135条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 基準省令第162条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 基準省令第169条において準用する基準省令第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 基準省令第169条において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 基準省令第169条において準用する基準省令第155条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 基準省令第169条において準用する基準省令第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (8) 従業者の勤務の記録
(平27条例7・平28条例21・一部改正)

第9章 看護小規模多機能型居宅介護
(平27条例7・改称)

第24条 削除
(令3条例11)

(記録の整備)

第25条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第6号及び第11号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 基準省令第177条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 基準省令第178条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (5) 基準省令第179条第10項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書

- (6) [基準省令第182条](#)において準用する[基準省令第3条の18第2項](#)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) [基準省令第182条](#)において準用する[基準省令第3条の26](#)に規定する市町村への通知に係る記録
- (8) [基準省令第182条](#)において準用する[基準省令第3条の36第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録
- (9) [基準省令第182条](#)において準用する[基準省令第3条の38第2項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (10) [基準省令第182条](#)において準用する[基準省令第34条第2項](#)に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (11) 従業者の勤務の記録
(平27条例7・平28条例21・一部改正)

第10章 雑則

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第26条 市長が特に必要と認める場合は、本市の区域外にある事業所について[法第42条の2第1項本文](#)の指定又は[法第78条の12](#)において読み替えて準用する[法第70条の2第1項](#)の指定の更新をするに当たり、[第3条](#)から[前条](#)までの規定にかかわらず、当該事業所の所在地の市町村の条例で定めるところによることができる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(管理者等に係る経過措置)

第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る[第5条](#)の規定により適用する[基準省令第43条第2項](#)及び[第47条第2項](#)の規定の適用については、[基準省令第43条第2項](#)中「修了しているもの」とあるのは「修了しているもの又は介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)の施行の際現に当該事業所に置かれていた管理者であって、かつ、引き続き当該事業所に置かれている管理者であるもの」と、[基準省令第47条第2項](#)中「修了しているもの」とあるのは「修了しているもの又は介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行の際現に当該事業所に置かれていた管理者であって、かつ、引き続き当該事業所に置かれている管理者であるもの」とする。

(令3条例11・一部改正)

第3条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年3月31日において[指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準](#)の一部を改正する省令(平成11年厚生省令第96号)附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、[第5条](#)の規定により適用する[基準省令第93条第4項](#)の規定は適用しない。

第4条 一般病床又は療養病床を有する病院の一般病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換(病院の一般病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム([老人福祉法\(昭和38年法律第133号\)第20条の6](#)に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。[次条](#)及び[附則第6条](#)において同じ。)を行って指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、[第5条](#)の規定により適用する[基準省令第132条第1項第7号イ](#)の規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

(平30条例12・一部改正)

第5条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、[第5条](#)の規定により適用する[基準省令第132条第1項第7号イ](#)の規定にかかわらず、[次の各号](#)に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室はそれぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- (2) 食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

(平30条例12・一部改正)

第6条 一般病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、[第5条](#)の規定により適用する[基準省令第132条第1項第8号](#)及び[第160条第1項第4号](#)の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

(平30条例12・一部改正)

第7条 [指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準](#)等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)の施行の際現に一部ユニット型指定介護老人福祉施設([柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例\(平成24年柏市条例第52号\)附則第10条](#)に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、[同令](#)の施行後に入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設となった場合の当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に併設され、その利用定員が当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、[第5条](#)の規定により適用する[基準省令第131条第14項](#)の規定は、適用しない。

第8条 [第7条\(第2号及び第8号に係る部分に限る。\)](#)、[第8条\(第2号及び第6号に係る部分に限る。\)](#)、[第10条\(第2号及び第6号に係る部分に限る。\)](#)、[第12条\(第3号及び第9号に係る部分に限る。\)](#)、[第15条\(第2号及び第8号に係る部分に限る。\)](#)、[第17条\(第2号及び第10号に係る部分に限る。\)](#)、[第20条\(第2号及び第7号に係る部分に限る。\)](#)、[第23条\(第2号及び第7号に係る部分に限る。\)](#)及び[第25条\(第6号及び第11号に係る部分に限る。\)](#)の規定は、この条例の施行の日以後に保存する記録について適用し、同日前に保存された記録については、なお従前の例による。

第9条 [第5条](#)の規定により適用する[基準省令第110条](#)の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(病院の療養病床等又は診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。[次条](#)において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

(平30条例12・追加)

第10条 [第5条](#)の規定により適用する[基準省令第112条](#)の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(平30条例12・追加)

(虐待の防止に係る経過措置)

第11条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第5条の規定により適用する基準省令第3条第3項及び第3条の38の2(基準省令第18条、第37条、第37条の3、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、基準省令第3条の29、第14条、第29条(基準省令第37条の3において準用する場合を含む。)、第40条の12、第54条、第81条(基準省令第182条において準用する場合を含む。)、第102条、第125条、第148条及び第166条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(令3条例11・追加)

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第12条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第5条の規定により適用する基準省令第3条の30の2(基準省令第18条、第37条、第37条の3、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第3条の30の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(令3条例11・追加)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第13条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第5条の規定により適用する基準省令第3条の31第3項(基準省令第18条において準用する場合を含む。)&u第33条第2項(基準省令第37条の3、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条及び第182条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第14条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第5条の規定により適用する基準省令第30条第3項(基準省令第37条の3、第40条の16、第61条、第88条及び第182条において準用する場合を含む。)、第103条第3項、第126条第4項、第149条第3項及び第167条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(職員の配置に係る経過措置)

第15条 令和3年4月1日以後、当分の間、第5条の規定により適用する基準省令第160条第1項第1号イ(2)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第5条の規定により適用する基準省令第131条第1項第3号イ及び第167条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

(令3条例11・追加)

(居室に係る経過措置)

第16条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。)の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年改正省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、令和3年改正省令第3条の規定による改正前の基準省令第160条第1項第1号イ(3)(ii)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

(令3条例11・追加)

(栄養管理に係る経過措置)

第17条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第5条の規定により適用する基準省令第143条の2(基準省令第169条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第143条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

^く
(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第18条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第5条の規定により適用する基準省令第143条の3(基準省令第169条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第143条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第19条 令和3年4月1日から起算して6月を経過する日までの間、[第5条](#)の規定により適用する[基準省令第155条第1項](#)([基準省令第169条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第20条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、[第5条](#)の規定により適用する[基準省令第151条第2項第3号](#)([基準省令第169条](#)において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(令3条例11・追加)

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第21条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、[第5条](#)の規定により適用する[基準省令第3条の32第3項](#)([基準省令第18条](#)、[第37条](#)、[第37条の3](#)、[第40条の16](#)、[第61条](#)、[第88条](#)、[第108条](#)、[第129条](#)、[第157条](#)、[第169条](#)及び[第182条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(令6条例7・追加)

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第22条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、[第5条](#)の規定により適用する[基準省令第73条第7号](#)及び[第177条第7号](#)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第23条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、[第5条](#)の規定により適用する[基準省令第86条の2](#)([基準省令第108条](#)、[第129条](#)、[第157条](#)、[第169条](#)及び[第182条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[基準省令第86条の2](#)中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第24条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、[第5条](#)の規定により適用する[基準省令第152条第1項](#)([基準省令第169条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

附 則(平成27年条例第7号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)に係る第2条の規定による改正後の柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。」とあるのは、「除く。」並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第1号の規定

によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の基準省令第5条第2項及び第5項、第7条第2項、第40条第3項並びに第42条第2項」とする。

第3条 旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護に係る第3条の規定による改正後の柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例(以下「新介護予防サービス等基準条例」という。)

第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の基準省令(以下「旧介護予防サービス等基準」という。)第4条から第45条まで(当該旧介護予防サービス等基準第37条第2項及び第45条(当該旧介護予防サービス等基準第37条第2項の準用に係る部分に限る。))を除く。)」とする。

2 旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護に係る第3条の規定による改正前の柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例(以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。)第6条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第6条第2号から第5号まで及び第7条第2号から第5号までの規定中「基準省令」とあるのは、「平成27年改正省令附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準」とする。

第4条 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等基準」という。)第5条第2項及び第6項並びに第7条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第2項	指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)	介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第4条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「第1号訪問事業」という。)に係る指定事業者
	指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業	第1号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は第1号訪問事業
第5条第6項	指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める第1号訪問事業の
第5条第6項及び第7条第2項	指定訪問介護事業者	第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	第1号訪問事業
第7条第2項	指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する	市町村の定める第1号訪問事業の

2 平成27年改正省令附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第41条第3項及び第43条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものと

して市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第41条第3項	基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業	介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「基準該当第1号訪問事業」という。)
	同項及び同条第2項に規定する	市町村の定める基準該当第1号訪問事業の
第43条第2項	基準該当訪問介護の事業	基準該当第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準第42条第1項に規定する	市町村の定める基準該当第1号訪問事業の

第5条 旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護に係る第4条の規定による改正後の柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第5条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の基準省令第3条の4第2項」とする。

第6条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)に係る新指定居宅サービス等基準条例第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の基準省令第93条第1項第3号及び第8項、第95条第4項、第106条第1項第3号及び第7項並びに第108条第4項」とする。

第7条 旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護に係る新介護予防サービス等基準条例第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の基準省令(以下「旧介護予防サービス等基準」という。)第8条から第14条まで(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第15条(当該旧介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第16条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第17条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第19条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第21条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第23条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第24条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第30条から第33条まで(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第34条第1項から第4項まで(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第34条第5項及び第6項(当該旧介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第34条の2(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第36条(当該旧介護予防サービス等基準第

107条及び第115条において準用する場合に限る。), 第96条から第115条まで(当該旧介護予防サービス等基準第106条第2項及び第115条(当該旧介護予防サービス等基準第106条第2項の準用に係る部分に限る。))を除く。), 第179条, 第180条第4項, 第183条第1項並びに第184条」とする。

- 2 旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護に係る旧指定介護予防サービス等基準条例第13条及び第14条の規定は, なおその効力を有する。この場合において, 旧指定介護予防サービス等基準条例第13条第2号から第4号までの規定中「基準省令」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準」と, 同条第5号中「基準省令第107条において準用する基準省令第35条第2項」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第105条の2第2項」と, 第14条第2号から第4号までの規定中「基準省令」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準」と, 同条第5号中「基準省令第115条において準用する基準省令第35条第2項」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第115条において準用する平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第105条の2第2項」とする。

第8条 平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第97条第1項第3号及び第8項並びに第99条第5項の規定は, 旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。))に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第97条第1項 第3号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)	介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。))附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第96条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「第1号通所事業」という。))に係る指定事業者
	指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))の事業	第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護等	指定介護予防通所介護又は第1号通所事業
第97条第8項	指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する	市町村の定める第1号通所事業の
第97条第8項 及び第99条 第5項	指定通所介護事業者等	第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	第1号通所事業
第99条第5項	指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める第1号通所事業の

- 2 平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第112条第1項第3号及び第7項並びに第114条第4項の規定は, 旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧基準該当介護予防通所介

護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第112条第1項第3号	基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業	介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第112条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「基準該当第1号通所事業」という。)
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	当該基準該当介護予防通所介護又は基準該当第1号通所事業
第112条第7項	指定居宅サービス等基準第106条第1項から第5項までに規定する	市町村の定める基準該当第1号通所事業の
第112条第7項及び第114条第4項	基準該当通所介護の事業	基準該当第1号通所事業
第114条第4項	指定居宅サービス等基準第108条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める基準該当第1号通所事業の

(平28条例21・一部改正)

第9条 旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護に係る新地域密着型サービス基準条例第5条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の基準省令第131条第13項」とする。

第10条 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る新介護予防サービス等基準条例第4条の規定により適用する平成27年改正省令第5条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「新介護予防サービス等基準」という。)第260条第2項の規定の適用については、同項中「指定事業者(」とあるのは、「指定事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。)」とする。

2 新介護予防サービス等基準条例第4条の規定により適用する新介護予防サービス等基準第260条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合における同条の規定の適用については、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。)」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。)、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(次項において「指定介護予防訪問介護」という。))と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する同条第7項に規定する介護予防通所介護(次項において「指定介護予防通所介護」という。))と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

附 則(平成28年条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例第5条の規定により適用する指定地域密着型サービス基準第67条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。
附 則(平成30年条例第12号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
附 則(令和元年条例第6号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和3年条例第11号)
この条例は、令和3年4月1日から施行する。
附 則(令和6年条例第7号抄)
この条例は、令和6年4月1日から施行する。